

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自2022年4月1日
至2022年6月30日

ノイルイミューン・バイオテック株式会社

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 四半期財務諸表	13
(1) 四半期貸借対照表	13
(2) 四半期損益計算書	14
第2 四半期累計期間	14
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年2月22日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自2022年4月1日 至2022年6月30日）
【会社名】	ノイルイミュン・バイオテック株式会社
【英訳名】	Noile-Immune Biotech Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉田 耕治
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目12番10号
【電話番号】	03(5843)7819
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 永井 寛子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目12番10号
【電話番号】	03(5843)7819
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 永井 寛子

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期累計期間
会計期間	自2022年1月1日 至2022年6月30日
事業収益 (千円)	13,661
経常損失 (△) (千円)	△395,558
四半期純損失 (△) (千円)	△396,771
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	2,537,519
発行済株式総数 (株)	38,958,665
純資産額 (千円)	3,790,402
総資産額 (千円)	3,856,528
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△10.18
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	98.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△430,323
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	930
現金及び現金同等物の 四半期末残高 (千円)	3,711,165

回次	第8期 第2四半期会計期間
会計期間	自2022年4月1日 至2022年6月30日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△4.35

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 当社は、第7期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第2四半期累計期間の総資産は3,856,528千円となり、前事業年度末に比べ414,520千円減少しました。これは主に、特許関連費に係る前渡金が25,660千円及び研究開発費に係る長期預け金が10,254千円増加した一方で、現金及び預金が429,392千円、及び未収消費税等が還付により28,794千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第2四半期累計期間の負債は66,125千円となり、前事業年度末に比べ19,589千円減少しました。これは主に、未払費用が5,623千円、ライセンス契約の締結等により前受金が3,879千円増加した一方で、未払金が22,910千円、当第1四半期中の納付により未払法人税等が7,463千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当第2四半期累計期間の純資産は3,790,402千円となり、前事業年度末に比べ394,931千円減少しました。これは主に、従業員に対するストック・オプション発行による新株予約権が1,840千円増加した一方で四半期純損失の計上により利益剰余金が396,771千円減少したこと等によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当社では、「がんを克服できる未来の創生に貢献する」という経営理念の下、当社の独自技術であるPRIME (Proliferation-inducing and migration enhancing) 技術を用いた固形がんに対するCAR-TやTCR-Tなどの遺伝子改変免疫細胞療法の研究開発に取り組んでおります。

当第2四半期累計期間における当社事業の概況としまして、PRIME技術を基盤とした自社創薬及び共同パイプラインをこれまでに引き続き推進いたしました。自社創薬におきましては、当社リードパイプラインNIB101について、対象症例の同定を進めております。同じく当社が創製したNIB102およびNIB103については、導出先の武田薬品工業株式会社により研究開発が進められ、いずれも第Ⅰ相臨床試験が進行しております。この他当社は自社パイプラインのさらなる拡充を図るべく、引き続き研究開発を進めております。

共同パイプラインにおきまして、当社がPRIME技術をライセンスしているAdaptimmune Therapeutics plc及びAutolus Therapeutics plcによる研究開発が進行しております。また、技術評価に関する契約を中外製薬株式会社及び第一三共株式会社との間で締結しており、これらに基づき、両社において評価研究を実施中です。

当期第2四半期累計期間末における事業収益は13,661千円、営業損失は381,174千円、経常損失は395,558千円、四半期純損失は396,771千円となりました。

なお、当社は、がん免疫療法創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、3,711,165千円となり、前事業年度末に比べ429,392千円減少しました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動で使用了資金は430,323千円となりました。これは主に、税引前四半期純損失395,558千円、未収消費税等の減少28,794千円、未払金の減少22,910千円、前渡金の増加25,660千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動で使用了資金はありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動で使用了資金は930千円となりました。これは主に、新株予約権の発行による収入1,840千円、上場関連費用による支出909千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第2四半期累計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は195,492千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の主な研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第2四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	155,800,000
計	155,800,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (2022年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2023年2月22日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	38,958,665	39,579,865	非上場	単元株式数100
計	38,958,665	39,579,865	—	—

(注) 2022年8月31日付で第三者割当増資を行い、発行済株式総数は621,200株増加し、39,579,865株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

1. 第12回新株予約権

決議年月日	2022年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 16（注4）
新株予約権の数（個） ※	1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 110,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	804
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月13日 至 2032年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 804 資本組入額 402
新株予約権の行使の条件 ※	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注3）

※ 新株予約権証券の発行時（2022年5月26日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員及び当社の関係者の地位にあることを要するものとする（ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。）。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

③新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得の条件

下記に準じて決定する。

(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式移転計画又は株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画又は分割契約に関する議案が株主総会において承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議又は取締役の過半数の決定)されたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(b)新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

4. 権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員15名となっております。

2. 第13回新株予約権

決議年月日	2022年 5 月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	120個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 12,000（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	780
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年 5 月13日 至 2032年 5 月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 789 資本組入額 395
新株予約権の行使の条件 ※	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注4）

※ 新株予約権証券の発行時（2022年 5 月26日）における内容を記載しております。

（注） 1. 新株予約権は、新株予約権 1 個につき9,200円で有償発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員及び当社の関係者の地位にあることを要するものとする（ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。）。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

③新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得の条件

下記に準じて決定する。

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式移転計画又は株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画又は分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議又は取締役の過半数の決定）されたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (b) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

②【その他の新株予約権等の状況】

第13回新株予約権

決議年月日	2022年5月12日
新株予約権の数（個）※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,000（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	780
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月13日 至 2032年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 789 資本組入額 395
新株予約権の行使の条件 ※	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注4）

※ 新株予約権証券の発行時（2022年5月26日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権は、新株予約権1個につき9,200円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員及び当社の関係者の地位にあることを要するものとする（ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。）。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

③新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得の条件

下記に準じて決定する。

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式移転計画又は株式交換契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画又は分割契約に関する議案が株主総会において承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議又は取締役の過半数の決定）されたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (b) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年４月１日～ 2022年６月30日	—	38,958,665	—	2,537,519	—	2,515,363

（注）当社は、2022年８月24日に開催された臨時株主総会の決議により、2022年８月31日を払込期日とする第三者割当増資を実施しております。その結果、発行済株式総数は621,200株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ250,033千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2022年6月30現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社鶴亀	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-1神宮北参道ブ レックス7階	9,871,350	25.3%
武田薬品工業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町4-1-1	8,119,800	20.8%
玉田 耕治	山口県宇部市	3,750,000	9.6%
Binx Co., Ltd.	368-3, Dadae-Ro, Saha-Gu, Busan 49469, Republic of Korea	2,277,825	5.8%
石崎 秀信	東京都目黒区	2,000,000	5.1%
和田 聡	東京都杉並区	2,000,000	5.1%
瀬戸 恭子	東京都杉並区	2,000,000	5.1%
大和日台バイオベンチャー投資事 業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	1,349,200	3.5%
株式会社アプリコット	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-1神宮北参道ブ レックス7階	1,203,850	3.1%
佐古田 幸美	山口県宇部市	1,000,000	2.6%
荻原 弘子	東京都中野区	1,000,000	2.6%
計	—	34,572,025	88.7%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 38,958,000	389,580	—
単元未満株式	普通株式 665	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	38,958,665	—	—
総株主の議決権	—	389,580	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役会長	石崎 秀信	2022年3月29日
取締役開発部長	伊藤 嘉紀	2022年3月29日
監査役	古澤 重夫	2022年6月15日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (2022年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,711,165
売掛金	1,485
貯蔵品	3,965
前渡金	26,799
前払費用	29,446
未収消費税等	24,243
その他	1,758
流動資産合計	3,798,863
固定資産	
投資その他の資産	
長期前払費用	3,823
長期預け金	35,034
差入保証金	18,806
投資その他の資産合計	57,664
固定資産合計	57,664
資産合計	3,856,528
負債の部	
流動負債	
未払金	7,701
未払費用	25,665
未払法人税等	14,473
前受金	9,900
預り金	3,150
流動負債合計	60,892
固定負債	
資産除去債務	5,233
固定負債合計	5,233
負債合計	66,125
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,537,519
資本剰余金	2,515,363
利益剰余金	△1,269,381
株主資本合計	3,783,500
新株予約権	6,901
純資産合計	3,790,402
負債純資産合計	3,856,528

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
事業収益	13,661
事業費用	
研究開発費	195,492
その他の販売費及び一般管理費	199,343
事業費用合計	394,836
営業損失(△)	△381,174
営業外収益	
受取利息	22
還付加算金	14
助成金収入	200
為替差益	46
営業外収益合計	283
営業外費用	
上場関連費用	909
業務委託費	13,758
営業外費用合計	14,667
経常損失(△)	△395,558
税引前四半期純損失(△)	△395,558
法人税、住民税及び事業税	1,213
法人税等合計	1,213
四半期純損失(△)	△396,771

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失(△)		△395,558
上場関連費用		909
業務委託費		13,758
受取利息		△22
還付加算金		△14
助成金収入		△200
売上債権の増減額(△は増加)		△1,485
たな卸資産の増減額(△は増加)		305
前渡金の減額(△は増加)		△25,660
未収消費税の増減額(△は増加)		28,794
未払金の増減額(△は減少)		△22,910
未払費用の増減額(△は減少)		5,623
前受金の増減額(△は減少)		3,879
その他		△35,560
小計		△428,142
利息及び配当金の受取額		18
助成金の受取額		200
法人税等の支払額		△2,420
法人税等の還付及び還付加算金の受取額		19
営業活動によるキャッシュ・フロー		△430,323
財務活動によるキャッシュ・フロー		
上場関連費用の支出		△909
新株予約権の発行による収入		1,840
財務活動によるキャッシュ・フロー		930
現金及び現金同等物に係る換算差額		—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△429,392
現金及び現金同等物の期首残高		4,140,558
現金及び現金同等物の四半期末残高		3,711,165

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下(収益認識会計基準)という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当第2四半期累計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、財務諸表への影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
委託研究費	139,656千円
給料手当	23,374
派遣料	9,910
支払報酬	5,197
研究材料費	1,509

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
役員報酬	42,071千円
給料手当	38,072
特許関連費	31,473
支払報酬	19,649
業務委託費	14,310

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
現金及び預金勘定	3,711,165千円
現金及び現金同等物	3,711,165

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

当社は、がん免疫療法創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

当社の事業は、がん免疫療法創薬事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
一時点で認識する収益	—
一定期間にわたり認識する収益	13,661
ロイヤリティ	—
顧客との契約から生じる収益	13,661
その他の収益	—
外部顧客への事業収益	13,661

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
1株当たり四半期純損失	△10円18銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失（千円）	△396,771
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純損失（千円）	△396,771
普通株式の期中平均株式数（株）	38,958,655
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権の種類 2種類 (新株予約権の数 1,300個)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月17日

ノイルイミューン・バイオテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野 英樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三浦 浩

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているノイルイミューン・バイオテック株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ノイルイミューン・バイオテック株式会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上